

令和2年度

第3回 公立大学法人山形県立保健医療大学経営審議会 議事録

日 時 令和2年9月25日（金）13時から14時20分まで

場 所 201会議室

出席者 前田理事長、渋江理事、佐竹理事、遠藤理事、武井理事、中山委員、三科委員

事務局 佐藤事務局次長、柿崎教務学生課長、土田総務企画専門員、田宮総務企画主査

欠席者 内藤理事

1 開会

2 議事録署名人の指名

- ・審議会議長である前田理事長が、佐竹委員、武井委員を議事録署名人として指名した。

3 審議事項

(1) 令和2年度補正予算（第1号）について

- ・事務局から資料1により、県の受託事業に係る減額、新規事業である県のオンライン授業等環境整備交付金に係る増額及び科研費の確定による補正であることが説明された。
- ・質疑が行われ、原案のとおり議決された。

<質疑概要>

①科研費の採択状況について、大学のホームページでは、H28年度以降更新されていないので、載せるようにしてほしい。

⇒掲載し、該当ページを更新する。なお、今年度の採択は若手研究が4件で、採択率は全国平均を上回っているが、基盤研究の採択がなかった。

②オンライン授業に対する教員側の環境整備はどうか。

⇒大学でZoomの有料アカウントを購入した。また、教員が使用しているデスクトップパソコンにはカメラが付いていないので、Web用のカメラを購入した。

(2) 公立大学法人山形県立保健医療大学業務方法書の一部改正について

- ・事務局から、資料2により説明された。
- ・質疑が行われ、原案のとおり議決された。

<質疑概要>

①損害賠償しなければならない事例とはどのようなものが想定されるのか。

⇒役員の不用意な言動により、入学者が激減し法人経営に損害を与えた場合や、企業との共同研究における債務不履行により生じた相手企業の損失について、法人が損害賠償責任を負ったが、その研究の計画を承認した役員が杜撰だったとして法人から訴えられた場合など。

②役員の損害賠償責任については、カバーできるのか。

⇒公立大学協会から案内されている「公立大学法人向け団体役員賠償責任保険」があり、今後この保険の加入について検討していく。

③賠償責任額が1億円の場合、最低責任限度額（例：4,000万円の場合）を引いた残りの6,000万円の扱いはどうなるのか。

⇒6,000万円は知事の承認を得られれば、免責となる。4,000万円は有限責任なので、そこが保険の対象となる。

④民間の場合、保険料は個人払いとなるのだが、同じ仕組みか。

⇒この保険の保険料については、法人が役員を訴える場合の補償も含まれるため、法人が全額負担することは利益相反になるのでできない。役員の方にも一部負担していただくことになる。

4 報告事項

(1) 本学における学生支援緊急給付金給付事業の審査結果について

- ・事務局から資料3により、事業の概要と審査結果について報告された。
- ・また、国の第3回配分額(1,000,000円)の10名分については、県のオンライン授業等環境整備交付金の対象となるが、県でこの人数分を加えて交付することが確定していないため、審議事項(1)の補正予算(第1号)には反映されていない。追加交付が決まったら、予算を補正することになるので、改めて審議をお願いしたいとの補足説明があった。

<質疑概要>

①申請を辞退した理由を分かる範囲で教えていただきたい。

⇒学生へのヒアリングの際、基準に該当していないことが分かり自ら辞退したもの。

②県のオンライン授業等環境整備交付金について、学生の側で必ずしもオンライン授業の環境整備のために使わなくてもよいのなら、この名称を補正予算案(特に支出の方)に記載して大丈夫なのか。

⇒予算案には、県の正式な名称を記載しておく必要がある。対象学生への通知で、このよなものを使って欲しいと説明するようにする。

(2) 業務実績評価書及び財務諸表の承認について

- ・事務局から資料4-1により、令和元年度の業務実績については、年度計画に定めた実施項目は着実に実施されており、特に改善を要する事項はないと評価されたこと、自己評価でA評価とした項目の1つがS評価となり、自己評価を上回る評価がされたことが説明された。
- ・資料4-2により、財務諸表については知事から承認を得られたことが説明された。

(3) 令和3年度入学者選抜要項について

(4) 大学案内、大学院案内について

- ・事務局から、報告事項(3)、(4)について、資料の内容が説明された。

<質疑概要>

①面接試験の比重が高いが、点数はだれが見ても妥当かどうかわかるようになっているのか。

⇒公表はしていないが、学科ごと面接基準は作成している。なお、試験結果の開示については、一次開示で総得点と順位を、二次開示で各科目の得点を開示することとしている。

②これからの保健医療大学は、アカデミックに向かうのか、それとも例えば県内では介護福祉士が不足しているが、そのような人材の養成を行っていく方向なのか。

⇒新たな職種の養成については、以前、県医師会から言語聴覚士について知事に要望があった。介護福祉士を大学で養成する場合には、大幅な改編が必要となる。

理学療法士及び作業療法士学校養成施設指定規則の改正があり、地域へ出て学ぶ科目が組み込まれるようになった。今後は、地域の課題の解決に向け、研究に軸足を置いていくことになるだろう。特に県内には高齢者が多いので、そこの研究を行っていききたい。

5 その他

- ・事務局から、次期中期目標、中期計画の策定スケジュールについて説明があった。

6 閉会

※ 配布資料

- ・資料 1 令和 2 年度公立大学法人山形県立保健医療大学補正予算（第 1 号）（案）
- ・資料 2 公立大学法人山形県立保健医療大学業務方法書の一部改正について
- ・資料 3 本学における学生支援緊急給付金給付事業の審査結果について
- ・資料 4-1 公立大学法人山形県立保健医療大学の令和元年度業務実績評価書について
- ・資料 4-2 令和元年度公立大学法人山形県立保健医療大学財務諸表の承認について
- ・令和 3 年度入学者選抜要項
- ・大学案内 2021
- ・大学院案内 2021
- ・公立大学法人の次期中期目標、中期計画策定スケジュール
- ・新聞記事

以 上

議事録署名人

.....
.....

議 長

.....